

◆通知カードをお持ちの方の諸手続について

場 面	行っていただくこと	必要なものなど
①住所や氏などカードに記載されている事項が変わった時	通知カードに変更後の住所や氏などを記載しますので住民環境課住民係の窓口にお越しください。 ※その際は通知カードに同封されている個人番号カードの交付申請書は使用できなくなりますのでご注意ください。 新しい交付申請書の入手方法は④に準じてください。	・通知カード ・印鑑 ・本人確認書類（運転免許証、パスポート、健康保険証、年金手帳など） ※顔写真付きのもの1点、顔写真付きではないもの2点 ・別世帯の方が窓口にお越しになる場合は委任状
②通知カードを紛失した時	紛失した場合には、警察に遺失届を出してください。その後、住民環境課住民係の窓口で通知カードの再交付申請を行ってください。 ※個人番号の確認は通知カードのほかに、個人番号カード（要申請）と住民票（個人番号入り）でも確認することができます。 ※万が一、通知カードの再交付を受けた後に、以前の通知カードが見付かった場合は以前のカードを町にお返しください。	・印鑑 ・本人確認書類（運転免許証、パスポート、健康保険証、年金手帳など） ※顔写真付きのもの1点、顔写真付きではないもの2点 ・紛失届（遺失届を警察に届け出た場合） ・同世帯であっても本人以外の方が窓口にお越しになる場合は委任状 ・500円（交付手数料）
③死亡した時や国外転出をする時	通知カードを町に返納してください。	・通知カード ・印鑑
④個人番号カードの交付申請書を紛失した時	住民環境課住民係窓口で新たに交付申請書をお渡します。 ※地方公共団体情報システム機構のホームページ「個人番号カード総合サイト」からもダウンロードができます。	

※ご不明な点はお問い合わせください。